

自動車リサイクル法
引取業者廃業等届出の手引

- 1 引取業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、各号に定める者は、その日から30日以内に「引取業廃業等届出書」を届出受付窓口に提出してください。
 - ① 死亡した場合 …………… その相続人
 - ② 法人が合併により消滅した場合 …… その法人を代表する役員であった者
 - ③ 法人が解散により破産した場合 …… その破産管財人
 - ④ 法人が合併及び破産以外の理由に …… その清算人より解散した場合
 - ⑤ その登録に係る引取業をした場合…… 引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

2 届出受付窓口

環境部ごみ収集課

〒400-0831 甲府市上町601-4 環境センター2階

電話番号055-241-4313

様式

引取業者廃業等届出書

年 月 日

甲府市長

殿

(郵便番号)

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり引取業の廃業等を届け出ます。

廃業等した引取業者	
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
住 所	(郵便番号) 電話番号
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
届 出 事 由	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産により解散 4 法人が合併及び破産以外の理由により解散 5 引取業を廃止
届出事由が生じた日	年 月 日
引取業者と届出者との関係	1 相続人 2 合併により消滅した法人を代表する役員であつた者 3 破産により解散した法人の破産管財人 4 合併及び破産以外の理由により解散した法人の清算人 5 引取業者であつた個人又は引取業者であつた法人を代表する役員

- 備考 1 「届出事由」及び「引取業者と届出者との関係」の欄は、該当する番号を丸印で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。